

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 福田会

# 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福田会（以下「この法人」という。）の定款

に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」と総称する）の報酬並びに費用に関する支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員とあわせて役員等という。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したとき、または、法人の業務を行った時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会等の日程にあわせて法人の業務を行った場合には、別途第5条の報酬を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、または、法人の業務を行った時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、また、評議員会にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別途第5条の報酬を支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、理事会等にあわせて監事業務を行った場合であっても、別途第5条の報酬を支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 交通費は、実費を支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改廃は、評議委員会の議決による。

付 則

この規程は、平成21年12月1日より適用する

この規程は、平成27年4月1日より適用する

この規程は、平成29年4月1日より適用する

この規程は、平成29年6月22日より適用する

別表 1 (日額)

名 称	報 酬 (税込)
理事会 出席報酬等	20,000 円
評議員会 出席報酬等	20,000 円
評議員選任・解任委員 会出席報酬等	20,000 円
監事監査 業務報酬等	50,000 円